

平成 2 9 年 第 1 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 月 2 3 日 開会

平成 2 9 年 1 月 2 3 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成29年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（1月23日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号から議案第8号の一括上程、説明	6
議案第1号の質疑、討論、採決	12
議案第2号の質疑、討論、採決	12
議案第3号の質疑、討論、採決	13
議案第4号の質疑、討論、採決	13
議案第5号の質疑、討論、採決	14
議案第6号の質疑、討論、採決	17
議案第7号の質疑、討論、採決	18
議案第8号の質疑、討論、採決	18
閉会の宣告	19

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年1月13日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成29年1月23日（月） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
 - （1）浪江町課設置条例の一部改正について
 - （2）浪江町復興再生事務所設置条例廃止について
 - （3）土地の取得について
 - （4）土地の取得について
 - （5）平成28年度浪江町一般会計補正予算（第7号）
 - （6）平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - （7）平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - （8）平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1 番 渡 邊 泰 彦 君
3 番 鈴 木 幸 治 君
5 番 平 本 佳 司 君
7 番 山 崎 博 文 君
10 番 山 本 幸一郎 君
12 番 佐 藤 文 子 君
14 番 三 瓶 宝 次 君

2 番 佐々木 勇 治 君
4 番 吉 田 数 博 君
6 番 松 田 孝 司 君
9 番 佐々木 恵 寿 君
11 番 泉 田 重 章 君
13 番 紺 野 榮 重 君
15 番 馬 場 績 君

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成29年浪江町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成29年1月23日(月曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第2号 浪江町復興再生事務所設置条例の廃止について |
| 日程第5 | 議案第3号 土地の取得について |
| 日程第6 | 議案第4号 土地の取得について |
| 日程第7 | 議案第5号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第8 | 議案第6号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第7号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第8号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君
復興推進課長	山本邦一君	町民税務課長	武隈吉美君
産業振興課長	岩野善一君	帰町準備室長	鈴木政己君
健康保険課長兼 仮設津島診療所事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町 中央公民館長兼浪 江町津島公民館長 兼浪江町図書館長	大原教知君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	次長	横山秀樹
書記	柴野早苗		

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から5年10カ月が過ぎました。

平成29年第1回浪江町議会臨時会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。おなおりください。

テレビ局から、テレビ撮影の申し出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承願います。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により3番、鈴木幸治君、5番、平本佳司君、6番、松田孝司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定しました。

◎議案第1号から議案第8号の一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りします。

日程第3、議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正についてから日程第10、議案第8号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第10、議案第8号までを一括議題とします。

日程第3、議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成29年4月より事務機構の再編に伴い、内部組織及び分掌事務等所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案第1号資料により説明申し上げます。

主な改正内容は、まず組織の変更。課の廃止、新設及び名称の変更でございますが、帰町準備室については廃止。復興推進課を企画財政課へ。町民税務課を住民課へ。ふるさと再生課を住宅水道課へ改名。総合窓口課は新設となります。また主な分掌事務の変更については、防災・防犯及び帰町支援関係を帰町準備室から総務課へ。賠償関連事務を総務課から総合窓口課へ。公営住宅整備関係をまちづくり整備課から住宅水道課へ。除染廃棄物関係をふるさと再生課から住民課へ。それぞれ移行するものでございます。施行期日は、平成29年4月1日からとするものでございます。

2ページをお開きください。新旧対照表により説明申し上げます。

まず第1条については、今説明のとおりでありまして左側に記載の課の総務課から下から3段目、介護福祉課までは本庁に配置。総合窓口課及び生活支援課については、二本松事務所への配置となります。

次に、第2条は各課の事務分掌でございます。

まず第1項、総務課については、旧第7号、財産管理に関するこ

とについては、企画財政課へ。帰町準備室廃止により、第7号、避難指示区域内の危機管理に関することから、第11号、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関することまでは、総務課に移行となります。

次に、旧第8号、東日本大震災における支援の総合調整に関することは、第12号へ繰り下げ。旧第9号、賠償支援に関することについては、総合窓口課へ移行。旧第10号、その他、他の主管に属しないことについては、第13号に繰り下げとなります。

次に、帰町準備室については廃止となります。次に、旧第3項、復興推進課については、企画財政課に改名。第2項に繰り上げし、総務課から移行する財産に関するものを第10号に追加するものでございます。

次に、旧第4項、町民税務課については、住民課に改名。第3項に繰り上げます。

4ページに入りまして、第6号、避難指示区域内の放射性物質の除去に関することから、第8号、避難指示区域内の廃棄物の処理に関することをふるさと再生課より移行し、追加するものでございます。

次に、旧第5項、産業振興課については、第4項に繰り上げとなります。次に、旧第6項、ふるさと再生課については、第5項とし、住宅水道課に改名。以下、第1号から第3号については、先ほど説明のとおり住民課に移行。新たに、第1号に町内の公営住宅の管理運営に関すること。第2号に、町内の空き家対策に関するものを追加。これにより、旧第4号及び旧第5号を繰り上げ、第3号、第4号とするものです。

次に、旧第7項、まちづくり整備課については、第6項に繰り上げ。第1号、復興再生事務所の庶務に関するものを削除。以下、各号を一つずつ繰り上げるものでございます。

次に、旧第8項、健康保険課は第7項へ。旧第9項、介護福祉課は第8項へ繰り上げとなります。

次に、旧9項に総合窓口課を新設し、第1号に二本松事務所の庶務に関すること。第2号に、二本松事務所の維持及び管理に関すること。第3号に、東日本大震災における避難者の総合窓口に関することを規定。第4号は、総務課より移行の賠償支援に関すること。さらに第5号として、東日本大震災における避難者の保健福祉に関することを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第2号 浪江町復興再生事務所

設置条例の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第2号 浪江町復興再生事務所設置条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、平成25年4月1日に町内への復旧事業を加速させるため、本庁に復興再生事務所を設置したところではありますが、今回の事務機構の再編に伴い、同条例を廃止するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第3号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第3号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 議案第3号についてご説明いたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。

まず、取得する土地の所在地につきましては、別紙明細書のとおり、浪江町大字中浜字長沼19番、ほか7筆。

面積合計、6151.73㎡。

取得予定価格につきましては、1620万6615円。

取得の相手方は、浪江町大字中浜字長沼96番地、櫻井元重でございます。

なお、別紙資料といたしまして土地取得予定箇所を表示した位置図と裏面に現在までの買取り状況一覧を付けてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

ご審議ほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第4号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第4号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧くださいと思います。

まず、取得する土地の所在地につきましては、別紙明細書のとおり、浪江町大字棚塩字古屋敷39番1、ほか5筆。

面積合計、6429.22㎡。

取得予定価格は、1722万9372円。

取得の相手方は、浪江町大字棚塩字荒井前21番地、横山行雄でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第5号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第5号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5518万9000円を追加し、予算総額を299億6732万6000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入、款13、国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金608万4000円の増は、節3、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の増でございます。今回の歳出補正でタブレットにかかる委託料等に充てる財源となります。

続いて、一番下款17、繰入金、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金4909万1000円の増は今回の補正財源に充てるため、本基金から繰り入れするものでございます。

次に、8ページをお開きください。歳出の説明となります。款2、総務費、項1、総務管理費、目2、文書広報費608万6000円の増は、

節13、委託料が232万7000円、きずな再生支援システムコンサルティング業務委託料で、タブレット端末の入替に伴うマニュアルの作成費用等となっております。節14、使用料及び賃借料が375万9000円、タブレット端末交換に合わせて使いやすい日本語入力アプリを導入するための費用を計上しております。

次に、目6、本庁舎管理費から目9、情報管理費までの補正は主に議案第1号の浪江町課設置条例の改正に伴う、関連経費でございます。目6の本庁舎管理費736万8000円の増は、節13、委託料が352万1000円。本庁舎の内線の設定変更等の業務委託料となっております。節18、備品購入費が384万7000円。本庁舎のデスク等備品の購入費用となっております。

次に、目7、仮庁舎管理費1526万円の増の主なもの、節13、委託料1500万円でございまして、事務所等の引越しにかかる費用を計上しております。

次に、目9、情報管理費1210万9000円の増は、節13、委託料108万円が庁舎移転に伴う情報機器の設定業務の委託料でございます。節15、工事請負費587万7000円の増は、庁舎移転に伴う通信設備工事と、あと道路拡幅工事の支障となる光ケーブルの移設工事費を計上しております。

次に、節18、備品購入費515万2000円の増は、新規採用職員や職員移動に伴うパソコン30台分の購入費を計上しております。

9ページに移りまして、款3、民生費、項1、社会福祉費の目7、臨時福祉給付金事業費2842万8000円の増は、節23、償還金利子及び割引料で前年度給付金の精算に伴う国庫返還金となっております。

次に、項2の児童福祉費、目5、認定こども園費1272万5000円の増は、認定こども園備品として厨房機器を購入するものでございます。

10ページに移りますが、款14、予備費、項1、予備費、目1、予備費2842万8000円の減は、不足財源を予備費から充てるものとなっております。

4ページにお戻りください。第2表、繰越明許費の説明ですが、追加といたしまして款2、総務費、項1、総務管理費、役場機能移転事業1500万円につきましては、事務所の引越し業務が翌年度にもかかることから繰越明許費を設定するものでございます。

また変更として、款3、民生費、項2、児童福祉費、認定こども園整備事業。変更前が3億2537万3000円を変更後3億3809万8000円と1272万5000円増額するものでございます。

これにつきましては、先ほど説明しました認定こども園の厨房機

器について、本体工事の進捗に合わせ整備するため、翌年度に繰越するものでございます。

次に、議案資料をご覧ください。今回の補正に伴います基金の運用状況ですが、1の財政調整基金が歳入で4909万1000円取崩し、補正後の残高が12億3847万9000円となります。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第6号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第6号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算総額を56億4460万5000円とするものであります。

歳入は、一般会計繰入金30万円を増額するものであります。

歳出の主なものは、一般管理費、国保総合システム移設手数料として、同額30万円を増額するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第7号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第7号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万5000円を追加し、予算総額を29億4111万1000円とするものであります。

歳入は、事務費繰入金23万5000円を増額するものであります。

歳出は、一般管理費の介護保険システム移設手数料として14万6000円、地域包括支援センター運営事業費の地域包括支援センターシステム移設手数料として8万9000円を増額するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第8号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第8号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8000円を追

加し、予算総額を7130万9000円とするものであります。

歳入は、事務費繰入金14万8000円を増額するものであります。

歳出は、一般管理費、後期高齢者医療システム移設手数料として、同額の14万8000円を増額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

○議長（吉田数博君） ここで、常任委員会開催のため、午前10時まで休議をいたします。

総務常任委員会は中会議室2、文教・厚生常任委員会は中会議室3、産業・建設常任委員会は小会議室A Bで開催します。関係課長についても出席をお願いいたします。

（午前 9時22分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時00分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第2号 浪江町復興再生事務所設置条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第2号 浪江町復興再生事務所設置条例の廃止についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第3号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第5、議案第3号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第3号 土地の取得についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第6、議案第4号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号 土地の取得についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第7、議案第5号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

- 15番（馬場 績君） 1点、質疑をしたいと思います。補正予算書、9ページ。それから、明許繰越、4ページにもかかわる予算でありますけれども、今回の補正で1272万5000円。認定こども園、厨房機器の補正であります。そして4ページで、繰越明許の補正、変更ですね。変更で、認定こども園整備事業が3億3809万8000円。繰越明許変更後の金額が、繰越明許で扱われております。そこでなんです、本年度事業で遅れた理由は何かと。次年度のいつ頃整備予定かと。関連してなんですけれども、認定こども園の開設の時期はいつ頃かという一連の問題でまずお聞きしておきたいと思います。

- 議長（吉田数博君） 教育次長。

- 教育次長（大原教知君） それでは、ご質問にお答えいたします。これは、認定こども園新築工事の厨房機器等の備品購入費でございます。現在工事が進められておりますが、基礎工事を進めて行くなかで、流し台などの厨房機器の排水位置や設置場所が確定しないと工事の進捗に遅れが生じるための備品購入費でございます。

なお、認定こども園の開設時期と言いますか、完成時期につきましては、本年度7月を予定してございます。

- 議長（吉田数博君） 本年。

- 教育次長（大原教知君） 本年7月完成予定でございます。開設の時期につきましては、準備が整えば来年4月にも開園出来る運びとなっております。以上でございます。

- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

- 15番（馬場 績君） 開設の時期についてですけれども、事業完了次第、開設出来るというお答えでした。従って、7月完成ということですから、スケジュールで言えば、8月からでも開設出来るということになると思います。開設に向けて、入れ物、箱物の状況は、今説明

があったとおりですけども、応募については、どういう状況なのかお聞きしておきます。それからあと、遅れた理由については、機器への設置場所が決まらないためということだけれども。ちょっと議会としては、これ分かりづらい説明だよね。どこに何を設置するかってというのは、もう私は所管が違うからそこまで審査をしてないけれども。全て設計済みでしょ。設置場所が決まらないから遅れたっていう理由はちょっと議会に対する説明としては、極めて不完全ではないかと。改めて、遅れた理由は何なのかということについて明解な説明をお答えお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 私から改めてお答えいたします。

まず開設の時期でございますが、これまでご説明申し上げていることを改めて申し上げますが、箱物については、7月辺りには完成を目指して進めてございます。ただ、周辺の環境としまして浪江東中学校の建物とそれから、グラウンドの整備がございまして、グラウンドにつきましては、これから本格的ないろんな設計から取りかかる段階になってございまして、平成29年度いっぱいまでかかるかもしれないという状況にございます。そういうことがありますので、いわゆる本格的な開設というものは、今次長が申し上げました平成30年4月にせざるを得ないんじゃないかって考えてございます。ただ早く帰還なされた方々のお子さんでお預かり出来るような状況である場合には、それ以外の預かりとかそういうかたちでは、対応、出来るだけの準備をしていきたい。これが、今のところの考え方でございます。

従いまして、本格的な応募につきましては、その開設の見通しが出来ました段階で、平成29年度の後半になってからになるのではないかと考えてございます。工期の進捗でございますが、今申し上げたようなことで、7月、8月を目途に予定してございますが、厨房の機器に関連しましては、今ほど次長が申し上げましたように、さらに細かい設計を進める中で確認をしていかななくてはならないことの一つとして、その厨房の機器の色の配置だとか。配管の作業が出てまいりましたので、それを今回、きちんとした形で機器を特定することによって、それが予定に従って進めていくと。

ですから、工期が前から申し上げていることから遅れるということではございませんので、内容について、新たな要件の中で、その工期の中で進めていくとご理解をいただければと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 續君） 設計変更があるか、ないかっていうことはさて置いて、設置場所が詳細決まらないということについては、次長答弁と同じですよ。従って、水道の蛇口を何処に置くとか。あるいは、厨房機器を何処に置くとかなんていうのはもう専門家が設計しているわけだから。改めて、設置場所を検討しなければならないっていうことは、私はこれは素人だから詳しいことは分からないけれども、有り得ない話ではないかと。ただ大雑把な設計で予算組んだわけでもなければ、入札したわけでもない。工事をやってきているわけでもない。工事全体がどの程度進んでいるのか分からないけれども、今の説明では、要するにその設置場所、まだ工事全体が進行中だと。

従って、機器の設置場所についても場合によっては、変更あるということは設計変更にも繋がるわけだけれども、そういう意味で、繰越明許にもなると繋がっていくのなら分かるんだけど。設置場所が決まらないために遅れるっていうのは、管理監督誰やっているか分かりませんが、今までのこの主の案件でそういうことはなかったのではないかと。逆にあってはならないことだと。もう少し、我々が。我々がっていうか、私質問しているわけだけれど、理解出来るようなお答えいただけないでしょうか。これが第1点。

それから、二つ目の開設の時期にかかわってなんですけれども、東中のグラウンド整備も含めて周辺整備は平成29年度いっぱいかかるだろうというのが、教育長の答弁でした。

従って、仮に何れかの時点で解除になって、お子さんのいる家族が預かるところをどっか見つけてほしいという場合には、教育委員会で責任持って預かり体制は取るというのが第1点。

従って、本格的なその認定保育園の事業運営は、応募そのものも完成後に行うので、話の流れとしては、次年度あたりかと。次年度っていうのは、平成30年になるのかなっていう私は今やり取りしてあって、タイムスケジュールを考えたわけだけれど。ここで問題なのは、預かり体制は取るということだから、それはやっぱり必要なことだと思います。ただね、周辺の放射線量がどの程度になっているか分からないけれども、私は、無理する必要がないと考えます。

一方では、受け入れ、受け皿、整備のために事業そのものは、順調に進めなければならないと。一方では環境整備という問題があるということで、これ相反する問題ではあるけれども、子どもの命と健康を最優先に考えるべきだと。完成したから、じゃあ次の日から応募します。開設しますということは、私はやるべきじゃないと。そこは、あくまでも安心・安全を明確に担保出来る環境整備が必要だと。そういう認識の上で、この事業をお進めになるのかどうか。

最後に2点だけでもお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それではお答えいたします。まず順序が逆で恐縮でございますが、安全・安心の確保については、私どももそれは最も大事なことであろうと。そんなふうを考えてございます。それはもう優先させてまいります。

それから、その工期につきまして、私のご説明が十分でなかったようで大変恐縮なんです、工期そのものは変更されていない。遅れていないっていうには理解してございます。それをきちんと進めるために細かいところについて、手直しが実際必要なかどうかは、私大変申し訳ありません。分かりませんが、機器をきちんと合わせて、あとで、齟齬がないように進めるために改めてこれまで特定されていなかった、その厨房機器をはっきりさせろと。工期そのものは変わらないと。そんなふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第6号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第7号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第8号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（吉田数博君） 以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第1回浪江町議会臨時会を閉会します。

なお、この後、10時30分から全員協議会を開催いたしますので、再度、この場所にご参集ください。

（午前10時18分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 鈴 木 幸 治

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 松 田 孝 司